

#### (4) 地域支えあい活動連絡会議

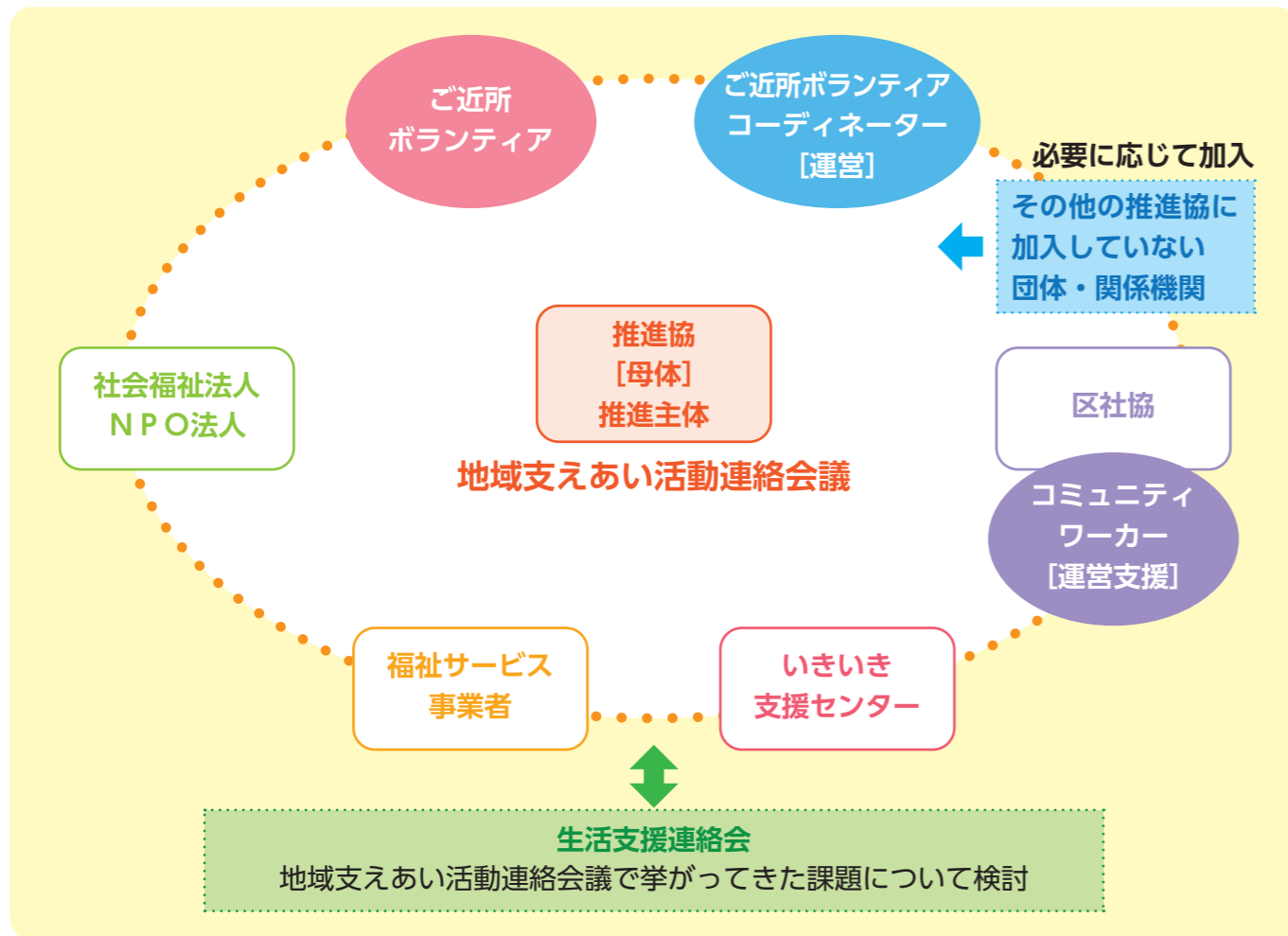
地域における課題とその対応策について地域住民をはじめとした関係者で協議する場として、3ヶ月に1回程度を目安として開催します。  
必要に応じて、随時開催することもあります

##### 《話し合う内容》

- 地域における高齢者等の生活課題の把握
- 生活課題を解決するための支援方法の検討
- ボランティアポイントを付与する活動の認定 等



##### 《地域活動連絡会議のイメージ図》



#### (5) 区社協コミュニティワーカーによる支援

区社協に配置されているコミュニティワーカーが各学区における事業実施に関することや高齢者等支援が必要とされる人が生活支援活動を円滑に利用できるようにするために支援を行います。

- 各学区における事業実施に関する支援
- 生活支援活動の利用に関する支援

#### 【お問い合わせ先】

北区社会福祉協議会 (北区役所1階)

電話 915-7435 FAX 915-2640



# 地域支えあい事業

高齢者等のちょっとした困りごとを、ご近所ボランティアさんの「力」で解決する仕組みです。  
地域における支えあい意識から地域力の向上を図る目的の事業です。

例えば…  
こんな時に！

電球や蛍光灯交換などの  
簡単な作業をしてほしい。



廃品回収の時に、  
新聞などをしばったり、  
指定の場所まで運んでほしい。



買い物や通院に  
付き添ってほしい。



※名古屋市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の地域支えあい型訪問サービスに該当します。

# 1. 事業の推進主体

事業の推進主体は小学校区単位で設置されている  
**地域福祉推進協議会（以下 推進協）** となります。



## 地域福祉推進協議会とは…？

すべての住民が安心して暮らすことのできる福祉のまちを目指し、住民が主体となって地域ぐるみで推進する目的で、小学校区単位で設置されています。

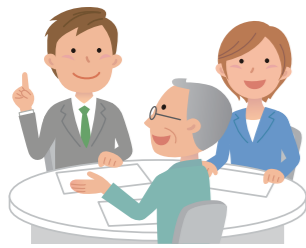
**構成メンバー（例）** 学区内に住む幅広い住民組織  
区政協力委員・民生児童委員・老人クラブ・女性団体・子ども会等

**主な活動（例）**

- ふれあい・いきいきサロン活動
- ふれあい給食サービス事業
- ふれあいネットワーク活動

# 2. 地域支えあい事業の主な実施内容

## (1) 住民相談窓口の設置



学区内に、地域住民からの相談受付や地域福祉活動に関する情報提供を行う住民相談窓口を設置します。

住民相談窓口には、住民の中から選任された「ご近所ボランティアコーディネーター」（謝礼有）が配置され、相談・派遣調整・事業に伴う事務などを行います。現在実施している区においては、学区コミュニティセンター等において週2日以上、1日3時間程度開設されています。

## (2) 生活支援活動（困りごとのお手伝い）

地域住民（高齢者・障がい者・子育て中の方等）のちょっとした困りごとをご近所ボランティアがお手伝いする仕組みです。

生活支援活動の内容は、実施学区の実情に合わせて、地域支えあい活動連絡会議で検討しながら取り組みを進めていきます。

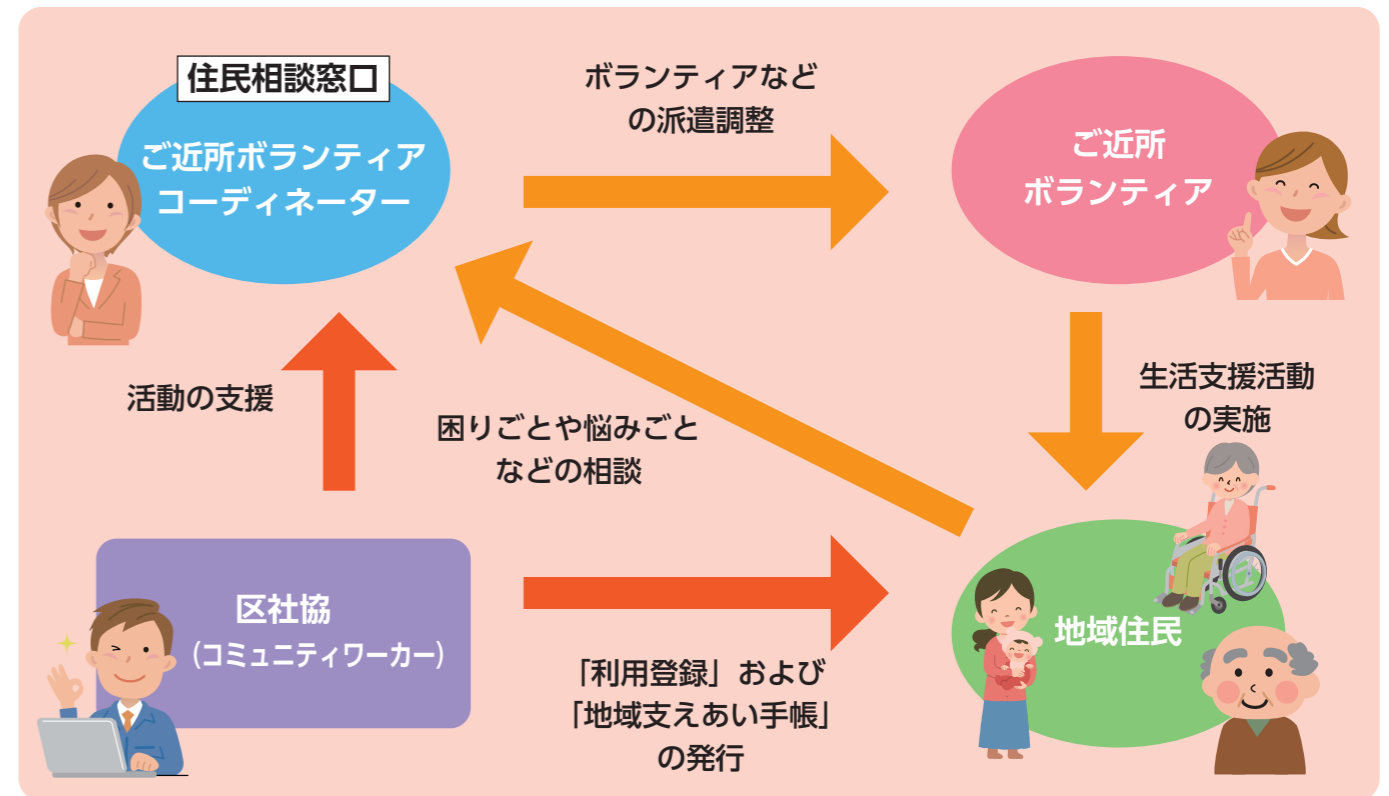
★ご近所ボランティアについては、住民の中から幅広く募集します！！  
元気なシルバー世代はもちろん、主婦層や学生さんにも声掛けをしていきます。

### 実施した事例

- ・電球の取り換え
- ・ゴミ出しや清掃
- ・買い物や通院の付き添い
- ・重い荷物の移動
- ・お話相手（傾聴）
- ・草むしり、植木の剪定



## 【生活支援活動の流れ（イメージ）】



## (3) ボランティアポイント制度

ボランティア活動を希望する方に対して、ボランティアカードを発行し、参加したボランティア活動に応じて、ポイントを付与します。

ポイント付与対象となるボランティア活動は、生活支援活動と事前に地域支えあい活動連絡会議での協議により決定した認定事業が対象となります。

幅広い世代に地域活動をしていただける仕組みです。

